入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会(以下「本会」という。)における 会員の入会及び退会に関する手続き等を定めることを目的とする。

(入会の申込及び会員の種別の変更)

- 第2条 会員になろうとする者(以下「入会申込者」という。)は、本会正会員2名の推薦を得て、理事会で別に定める入会申込書及び誓約書を会長に提出しなければならない。
 - 2 前項の申込みに際しては、本会の会費及び会員に提供するサービスに関する規則の規定 により、正会員にあっては入会金及び会費を、賛助会員にあっては会費を納入するものと する。
 - 3 会員は、会員の種別を変更しようとするときは、変更届を会長に提出しなければならない。
 - 4 前項の種別変更において、賛助会員から正会員に変更する場合は、入会金を納めなければならない。

(入会の承認)

- 第3条 会長は、第2条の入会申込みを受けたときは、本会定款第6条第1項の規定により、理 事会の承認を得なければならない。
 - 2 前項の承認にあたり、理事会では、正会員及び個人の賛助会員にあっては、その人格、 識見について、法人の賛助会員にあっては、その業務内容等について、それぞれ本会会員 たるにふさわしいか否かについて協議するものとする。

(退会の手続)

第4条 本会会員が退会しようとするときは、事前に理事会で別に定める退会届を、会長に提出 しなければならない。

(必要事項の決定)

第5条 この規程の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に 定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則(令和3年6月5日理事会決議)

この規程は、令和3年6月5日から施行する。